

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進
に関する基本方針

令和3年4月

佐賀県

特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針

本基本方針は、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づく方針であり、法第3条第1項の規定による「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針」(令和3年農林水産省告示第508号)に即するとともに、森林法第5条第1項の規定に基づき樹立した本県の地域森林計画(佐賀東部森林計画区、佐賀西部森林計画区)に適合して(特定間伐等の実施の促進に係る事項に限る。)次のとおり定めるものとする。

1 本県の区域内における特定間伐等の実施の促進の目標

森林は、国土の保全、水源の涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しており、これらの機能の持続的な発揮を確保するうえで、適正な森林整備を推進することが極めて重要である。

国は、これまで、気候変動に関する国際連合枠組条約(以下「気候変動枠組条約」という。)の京都議定書(以下単に「京都議定書」という。)に基づく約束を履行するため、平成20年から平成24年度までの第一約束期間及び平成25年から令和2年までの第二約束期間において、森林吸収源(二酸化炭素の吸収源としての森林をいう。以下同じ。)による二酸化炭素の吸収量等を確保するための間伐等の対策を推進してきたところである。

このような中、国は、令和2年以降の気候変動対策に関する国際的な枠組みであるパリ協定を踏まえ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年5月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、令和12年度の温室効果ガスの削減目標を平成25年度総排出量比26.0パーセントとしており、このうち、平成25年度総排出量比2.0パーセント相当を森林吸収量(森林吸収源による二酸化炭素の吸収量等をいう。以下同じ。)で確保することとしている。このため、国は、令和12年度における2.0パーセントの森林吸収量の確保を図るため、令和3年度から令和12年度までの10年間に、全国で年平均45万ヘクタールの間伐を実施することを目標としている。また、長期的な森林吸収量の確保を図るため、特定植栽の促進をはじめとして、主伐後の確実な再造林を中心とした造林の実施を促進することとしている。

本県の森林資源の状況は、私有林の森林面積が約96千haで県土面積のうち45%が森林である。森林に占める人工林の割合は67%と全国一となっているが、人工林の構成は10歳級を中心としたピラミッド型となっており、間伐等の管理が必要であるが、木材価格の長期低迷等により手入れが不足している人工林が多く存在する。

このため、本県においても、パリ協定下の我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、引き続き、間伐等の実施を促進することとし、地域森林計画の計画量等から、令和3年度から令和12年度までの10か年間に県内私有林において促進すべき間伐の目標面積は、25,000ha(年平均2,500ha)とする。また、主伐後の確実な再造林を中心とした

造林の実施を促進する。

2 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準

市町が設定する特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき特定間伐等促進区域については、以下の考え方で、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定するものとする。

地域の森林の現況、森林所有者の森林の所有状況、間伐等の森林施業の実施状況、林道・作業路網等林業生産の基盤の整備状況等を勘案しつつ、間伐を必要とする森林であること。

造林未済地等であって、造林を促進することが適当な森林であること。

特定間伐等（作業路網等の施設（法第5条第2項第3号ハの施設をいう。）の設置を含む）を実施することが適当と認められる森林であること。

3 特定間伐等促進計画の作成に関する事項

市町が策定する特定間伐等促進計画については、以下の考え方で策定するものとする。

事業の実施方法等

間伐の実施面積及び材積、造林樹種及び面積、実施時期等の計画事項は、市町森林整備計画に照らして適当と認められることであることを確認したうえで計画に登載すること。

特定間伐等促進計画の様式は、別添の様式1を参考とすること。

事業実施の確実性

事業実施主体の施業能力、資金計画、森林所有者等の意向等からみて、事業が確実に実施されると見込まれるものであること。

目標達成に向けた計画的かつ集中的な事業の実施

特定間伐等の実施の促進の目標達成に向けて、適切な施業が行われていないと認められる人工林における間伐の実施、造林未済地とならないよう造林等の促進について十分に配慮すること。

関係者の合意形成等

地域内の関係者の意見を幅広く計画に反映するとともに、森林組合等の林業事業者による提案制度を活用して計画を作成すること。

特定間伐等促進計画の変更

市町は、間伐の目標値の変更については、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則第2条第2項により、協議するものとする。

ただし、間伐の目標値以外の変更については必要に応じて市町において特定間伐等促進計画の変更を行い報告するものとする。

4 その他特定間伐等の実施の促進に関する事項

(1) 特定間伐等の実施の促進に向けた援助等

県は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の確実かつ効果的な実施に資するよう、国と連携しつつ、市町又は特定間伐等の実施主体に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるものとする。また、県及び市町は、特定間伐等の実施を促進するため、間伐等を実施する林業事業者等に対し、必要な情報の提供、助言、あっせんその他の援助を行うものとする。

(2) 特定間伐等の実施の促進に寄与する取組

特定間伐等促進計画には、原則として次の事項を配慮事項として定めるものとする。
森林経営計画に基づく森林施業の推進

面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくため、森林経営計画（森林法第11条第1項に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。）の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進に努めること。

施業の集約化等の取組の推進

林業事業者から森林所有者に対して施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した提案書を提示し、複数の森林所有者等から施業をまとめて受託する提案型集約化施業の実施の推進に努めるとともに、施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に努めること。

路網の整備の推進

間伐等の効率的な実施のため、トラック等の走行する林道及び主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割に応じて適切に組み合わせられた路網の整備の推進に努めること。

間伐等の効率化・低コスト化の推進

傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効果的な間伐の実施のため、路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着の推進に努めること。

間伐材の利用の推進

間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成や長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築を進め、間伐材の利用の推進に努めること。

人材の育成・確保等の推進

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化を図るとともに、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成、当該林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に努めること。

5 本県における特定母樹の増殖の実施の促進の目標

本県の人工林は、伐採適期を迎えた高齢級の人工林が年々増加しつつあり、人工林面積に占める概ね 46 年生以上の割合は、平成 19 年時点では 27 パーセントであったが、令和 6 年には 70 パーセント程度に増加すると見込まれる。このような人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下に加えて、資源としての成熟に伴う伐採（主伐）面積の増加が見込まれることから、将来にわたり本県の森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図るためには、再生林による伐採跡地の適切な更新が不可欠であるとともに、再生林の際、従来の種苗よりも成長に優れた種苗を広く利用していくことが極めて重要である。

こうした中、国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター等（以下、「育種センター」という）において、スギ、ヒノキ等主要な人工造林樹種について、種穂の採取の用に供する母樹として、第一世代精英樹の中から成長に係る特性の特に優れたものの選抜が行われてきたほか、第一世代精英樹同士との交配により得られた樹木の中から、成長に係る特性の特に優れた第二世代精英樹の選抜が進められてきたところである。

今後、伐採後の再生林を中心とした人工造林において必要となる特に優良な種苗の確保を図るためには、樹木の有する様々な特性を考慮しつつ、成長に係る特性の特に優れたものとして農林水産大臣が指定した特定母樹のうち、本県の気候等の条件に適した特定母樹の増殖の実施を促進し、増殖した特定母樹（以下「増殖特定母樹」という。）により構成された採種園及び採穂園の造成並びに既存の採種園及び採穂園における母樹の特定母樹への切替えを進めることが急務である。

本県における将来の人工造林面積は、佐賀東部地域森林計画（令和 3 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）及び佐賀西部地域森林計画（平成 30 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日）における造林計画面積や本県の人工林の齢級構成を踏まえると、年間約 100 ヘクタールと見込まれる。本県においては、隣接する県も含めた広域における将来の人工造林に必要となる種苗について、広葉樹等特定母樹以外の樹種、花粉の生産量の少ない特性を有する種苗等地域の事情に応じた種苗を除き、増殖特定母樹から採取する種穂によって生産することが可能となるよう、県及び民間による取組により、特定母樹の増殖の実施を促進し、増殖特定母樹により構成された採種園及び採穂園を整備し、令和 12 年度までに、スギ 200 本の特定母樹を増殖することを目標とする。

注）スギ採穂園で採取する場合、必要な特定母樹の本数は、造林用苗木 1 万本当たり 300 本を目安とする。

6 本県における特に優良な種苗を生産する体制の整備に関する事項

（1）種穂の生産に関する事項

本県においては、これまでは、県が整備する採種園・採穂園に植栽された母樹から苗木生産用の種穂を採取し、県内の苗木生産事業者に配布してきたところである。特定母樹の増殖については、県が整備する採種園・採穂園に加え、民間による取組を促進することとしているが、令和12年度までに増殖する、スギ200本の特定母樹については、育種センター等より購入した穂木等を認定特定増殖事業者等において増殖し、佐賀県山林種苗緑化協同組合等関係者と調整を図った上で、県内のみならず、隣接する県などの広域な種苗の流通の状況を勘案して苗木生産事業者に広く配布することとする。この場合、認定特定増殖事業者が増殖する特定母樹から採取する種穂の配布先が確保されるよう留意するものとする。なお、県は、育種センターと連携しつつ、更なる優良種苗の確保に向け、優れた材質を有するスギやヒノキなどの育種の推進に努める。県内において必要な特定母樹の本数を確保するため、民間の取組状況によっては、林業試験場で増殖する特定母樹の本数を見直すものとする。

加えて特に、スギ花粉発生源対策に対応する花粉の生産量の少ない特性を有する種苗とともに、マツノザイセンチュウやスギカミキリに抵抗性の特性を有する種苗、剛性に優れた特性を有する種苗、優良な広葉樹の種穂の生産についても推進する。

(2) 苗木の生産に関する事項

本県には、令和元年度末時点で13者の苗木生産事業者が存在し、スギ、ヒノキ等の林業用苗木約172千本を生産・出荷し、県内の人工林の健全な更新に寄与しているところである。今後、増加が見込まれる伐採後の再造林を適切に行っていくためには、これらの苗木生産事業者の果たす役割は極めて重要である。

このため、本県において、森林経営計画に基づく森林施業の推進を通じた計画的な伐採及び伐採後の造林の確保を図るとともに、県、市町、認定特定増殖事業者、佐賀県山林種苗緑化協同組合、森林組合等種苗関係者間において、隣接する県も含めた広域における種苗の需要等の見通しや特定母樹の増殖の実施の促進状況等に関する情報の共有を図り、造林の主要な実施主体である森林所有者、森林組合、森林整備法人、民間の林業団体に対し、特定母樹から採取する種穂により生産された種苗の普及に努め、特に優良な種苗の生産のために必要な苗畑、温室等の整備を進めていくこととする。また、造林の主要な実施主体である森林組合及び民間の林業事業者に対する特定苗木の利用の促進に努める。

加えて特に、花粉発生源対策を推進する観点から、本県においては、花粉の生産量の少ない特性を有する種苗の種穂から生産される苗木の生産については、令和12年度までに80千本の苗木供給を目標とする。また、マツノザイセンチュウやスギカミキリに抵抗性の特性を有する種苗、剛性に優れた特性を有する種苗、優良な広葉樹等の種穂から生産される苗木の生産や多様なニーズに応じた優良種苗の生産を推

進する。

さらに、単位面積当たりの植栽本数の低減や下刈の省力化等、造林・保育の低コスト化につながるコンテナ苗の生産を令和12年度末までに概ね60千本とするよう拡大を加速させる。

なお、人工造林にあたっては、適地適木を旨とし、生物多様性の保全、森林所有者の意向等に配慮した苗木が選定されることから、こうしたニーズに適切に対応できる種苗の生産に努めるものとする。

7 特定増殖事業の実施方法に関する事項

(1) 増殖する特定母樹の種類

特定増殖事業において増殖する特定母樹は、農林水産大臣が定める特定母樹の中から、本県の気候条件等に適した種類を選定するものとする。

また、特定母樹は、それを所有する者から配布を受け認定特定増殖事業者や県で増殖するが、その時期には、適期があることから、必要な配布本数や配布時期について特定母樹所有者と調整を行う。

(2) 特定母樹を繁殖する方法

特定母樹を繁殖する方法は、原則として、挿し木又は接ぎ木のいずれかの手法から選択するものとする。挿し木又は接ぎ木で繁殖する際は、増殖後の個体にラベリングするなどにより、繁殖した個体の種類、種類ごとの繁殖本数を把握できるよう適切に管理するものとする。また、余分に繁殖した苗木や繁殖に供した育成木の本数管理も行い、特に繁殖に供した育成木は役目が終了したら処分し、記録するものとする。

挿し木の方法

育種センター等の所有者から提供を受けた特定母樹のクローン苗または穂等を植栽し、数年間育成した後、9月から4月の間に、諸害にかかっていないこと、芯がたっていること等の条件が整っている一年生枝等を採取し、挿し木床に挿し付けて、増殖特定母樹用の挿し木苗を育成するものとする。

接ぎ木の方法

育種センター等の所有者から提供を受けた特定母樹のクローン苗または穂等を植栽し、数年間育成した後、12月から3月の間に、諸害にかかっていないこと、芯がたっていること等の条件が整っている一年生枝から接ぎ穂を採取し、台木に接いだ苗木を増殖特定母樹用の接ぎ木苗として育成するものとする。

(3) 母樹を植栽する土地の条件並びに植栽する母樹の本数、配置及び管理

挿し木又は接ぎ木によって繁殖した母樹を植栽し、採種園・採穂園として整備す

る土地は、平坦地又は緩斜地であること、土壌が深く地味が良好であること、水利の便が比較的良いこと、同じ樹種の林分からなるべく隔離されていること、林道等からの距離が短く交通が便利なこと等、植栽する母樹の育成・管理に適した場所である必要がある。また、病虫害、獣害、気象害の防除対策が確実に行われる必要がある。

繁殖した母樹を植栽する土地の面積並びに植栽する母樹の本数及び配置は、植栽する母樹の枝張りの確保、種穂の採取作業の実施等の観点から、以下の基準を目安とし、採種園又は採穂園の別、母樹の植栽間隔、母樹の植栽本数、面積等の具体的な内容を記載するとともに、設計図を添付するものとする。

スギ採穂園

- ・ 母樹を種類ごとに列状に植栽。
- ・ 母樹の植栽間隔は 1.0～2.5m、造林に必要な山行き苗の本数を勘案して母樹を植栽（植栽木 1 本当たり採穂数は 30 本/ 年程度が目安）
- ・ 採穂園周囲には、作業内容、作業車両を勘案し、幅員 1.2m 以上の作業路を設置。

（４）増殖特定母樹から採取する種穂の配布

特定増殖事業によって増殖した特定母樹から採取する種穂の配布先は、県内の苗木生産事業者が広く利用できるよう、県、市町、佐賀県山林種苗緑化協同組合、森林組合等県内の関係者と協議会を設置すること等により十分調整を図った上で決めることとする。

（５）特定増殖事業の実施期間

特定増殖事業の実施期間は、以下の基準を目安とし、特定母樹の繁殖、母樹の植栽及び種穂等の配布（配布のためにする苗木の育成を含む。）の各工程について、適切に実施するために必要かつ十分な期間を設定するものとする。

スギ採穂園

年次	年度	作 業 種
1		特定母樹の穂木等 9 種類各 2 本、計 18 本を育種センター等から購入、苗畑に定植（施肥、深耕）
2～3		育成
4		育成後の母樹から 1 本当たり 10 本の穂木（接ぎ穂）を採取（各種類 20 本）、クローン苗として 180 本養苗（得苗率 5 割を目標）
5		養苗後のクローン苗を母樹として採穂園に植栽（造成、植栽本数 90 本）施肥
～		育成

8		採穂、穂木配布
9		苗畑に植栽（苗木生産まで行う場合）
10		育成
11		苗木配布

注：育成には、施肥、除草、整枝剪定、断幹等の管理も含む。

8 特定増殖事業の実施の促進のための方策に関する事項

（１）特定増殖事業の実施の促進に向けた援助等

県は、特定増殖事業計画に基づく特定母樹の増殖の確実かつ効果的な実施に資するよう、特定母樹を開発し、所有している育種センター等と連携しつつ、認定特定増殖事業者に対し、必要な情報の提供、助言等の支援措置を講ずるとともに、林業・木材産業改善資金の貸付を行うものとする。また、特定増殖事業の実施を促進するため、苗木の生産事業者等に対し、必要な情報の提供、助言、あっせんその他の援助を行うものとする。

貸付相談窓口：佐賀県農林水産部生産者支援課

（２）認定特定増殖事業者に対する支援

県は、認定特定増殖事業計画の円滑な実施が促進されるよう、育種センター等の特定母樹所有者に、特定増殖事業に必要な特定母樹の配布要請を行うものとする。また、特定母樹の増殖の促進を図るため、認定特定増殖事業者に対し、県の所有する特定母樹の種穂を提供するとともに、当該特定母樹に関する情報の提供、特定母樹の増殖に関する技術的な助言及び指導等の必要な支援を行うものとする。

9 その他（様式例）

参考として、特定増殖事業を実施しようとする者が作成する特定増殖事業計画、その認定申請書等について、別記様式 2～4 のとおり。

(別記様式1)

特定間伐等促進計画

市(町)

年 月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、25,000ha（年平均2,500ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で　　ha（年平均　　ha）の間伐を行うことを、本市特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1) 国土地理院1/25,000地勢図相当又は1/5,000森林基本図の図面に図示する。

注2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲を面的に区域を設定する。

3 特定間伐等の実施計画

別紙1による。

- 4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進
 - (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関する事。
 - (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関する事。

- 5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進
 - (1) 路網の整備の推進に関する事。
 - (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関する事。

- 6 間伐材の利用の推進
 - (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関する事。
 - (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関する事。

- 7 人材の育成・確保等
 - (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成確保に関する事。
 - (2) 林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に関する事。

別紙1

(1) 間伐

事業実施主体	事業実施年度	所在場所			間伐を実施する森林の現況			間伐の内容		実施事業名	対図番号 又は 林小班名	備考
		旧市町村	字(大字) 又は林班	地番又は 林小班	面積(ha)	樹種又は 林相	林齢	間伐の 方法	間伐立木 材積 (m3)			

- ※1 面積は小数点第2位まで記載し、第3位を四捨五入する。
- ※2 間伐の方法については、搬出と切捨の別を記載する。
- ※3 間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

(2) 造林

事業実施主体	事業実施年度	所在場所			造林の内容											実施事業名	対図番号 又は 林小班名	備考		
		旧市町村	字(大字) 又は林班	地番又は 林小班	うち人工造林				うち樹下植栽				うち天然更新							
					造林面積 (ha)	植栽面積 (ha)	植栽時期	植栽樹種	植栽本数 (本)	植栽面積 (ha)	植栽時期	植栽樹種	植栽本数 (本)	天然更新 面積(ha)	天然更新 時期	天然更新 樹種				

- ※1 人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。
- ※2 天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。
- ※3 造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。

(3) 路網整備

事業実施主体	事業実施年度	路網起点			路網終点			路線名	路網整備の内容		実施事業名	対図番号 又は 林小班名	備考
		旧市町村	字(大字) 又は林班	地番又は 林小班	旧市町村	字(大字) 又は林班	地番又は 林小班		開設延長 (m)	幅員 (m)			

(4) その他の施業種及び施設

① 下刈り

事業実施主体	事業実施年度	所在場所			植栽の内容				実施事業名	対図番号 又は 林小班名	備考
		旧市町村	字(大字) 又は林班	地番又は 林小班	下刈面積 (ha)	植栽面積 (ha)	植栽樹種	植栽本数			

- ※1 ここに記載する下刈りは、この計画の策定前に植栽済みの箇所において下刈りを実施するものである。
- ※2 面積は小数点第2位まで記載し、第3位を四捨五入する。

②枝打ち

事業実施主体	事業実施年度	所在場所			枝打面積 (ha)	実施事業名	対図番号 又は 林小班名	備考
		旧市町村	字(大字) 又は林班	地番又は 林小班				

※1 面積は小数点第2位まで記載し、第3位を四捨五入する。

③除伐

事業実施主体	事業実施年度	所在場所			除伐面積 (ha)	実施事業名	対図番号 又は 林小班名	備考
		旧市町村	字(大字) 又は林班	地番又は 林小班				

※1 面積は小数点第2位まで記載し、第3位を四捨五入する。

④その他施設

事業実施主体	事業実施年度	所在場所			施設名	数量	実施事業名	対図番号 又は 林小班名	備考
		旧市町村	字(大字) 又は林班	地番又は 林小班					

※ 土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

(5) その他間伐及び造林に関する事項

事業実施主体	事業実施年度	所在場所			内 容	実施 事業名	備考
		旧市町村	字(大字) 又は林班	地番又は 林小班			

※ 普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載。

(6) 事業実施箇所

(国土地理院1/25,000地勢図相当の図面又は1/5,000森林基本図に図示)
 ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所を図示
 ・ 対図番号又は林小班名を表示

(別記様式2)

特定増殖事業計画

令和 年 月 日
 住所 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

1 特定増殖事業の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた本県の基本方針においては、特定母樹の採取源の整備を行うことが目標に掲げられており、県下の増殖特定母樹により構成された採種園及び採穂園における整備の規模は、増殖したスギ200本となっている。

このため、本特定増殖事業において、 本のスギ採穂園の整備を行うことを目標とする。

2 特定増殖事業の実施計画

(1) 増殖する特定母樹の種類、特定母樹を繁殖する方法	樹種	(例：スギ)									
	種類数	種類 (例： 種類)									
	種類名	特定 号	特定 号	特定 号	特定 号	特定 号	特定 号	特定 号	特定 号	特定 号	特定 号
繁殖に使用する種穂又は苗木別の本数	穂木					本	本	本	本	本	本
	苗木	本	本	本	本						
入手先		(例：(研)森林総合研究所林木育種センター九州育種場)									
繁殖の方法別の繁殖予定数量	挿し木	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本
	接ぎ木	本	本								
	その他 (組織培養等)								(組織培養) 本	(組織培養) 本	
繁殖するための施設	挿し木	(例：温室)	(例：露地)								
	接ぎ木	(例：温室)	(例：温室)								
	その他 (組織培養等)								培養室 (組織培養)	培養室 (組織培養)	

(2) 特定母樹を植栽する土地の所在地	採種園	市町 大字 字 地番
	採穂園	市町 大字 字 地番
(3) 特定母樹を植栽する土地の面積	採種園	ha
	採穂園	ha
	合計	ha
(4) 植栽する特定母樹の本数	採種園	本
	採穂園	本
	合計	本

特定母樹の樹種ごとに作成する。

(1)については、増殖する特定母樹の種類ごとに、特定母樹を繁殖する方法を記載する。

(2)については、母樹を鉢等で管理する場合は、管理する所在地を記載する。

(5) 植栽する母樹の配置に関する計画

採種園又は採穂園の別、植栽間隔、植栽本数、面積等の具体的内容を記載するとともに、設計図を添付する。

(スギ採穂園を造成する場合の記載例)

- ・ 9種類の母樹によるスギ採穂園を造成。
- ・ 母樹1種類当たり、10本のクローンを列状に植栽。
- ・ 植栽間隔は、1.2mとし、計90本の母樹を植栽。
- ・ 面積計 158.4 m²
- ・ 母樹の配置は、下記設計図のとおり。

【スギ採穂園設計図】

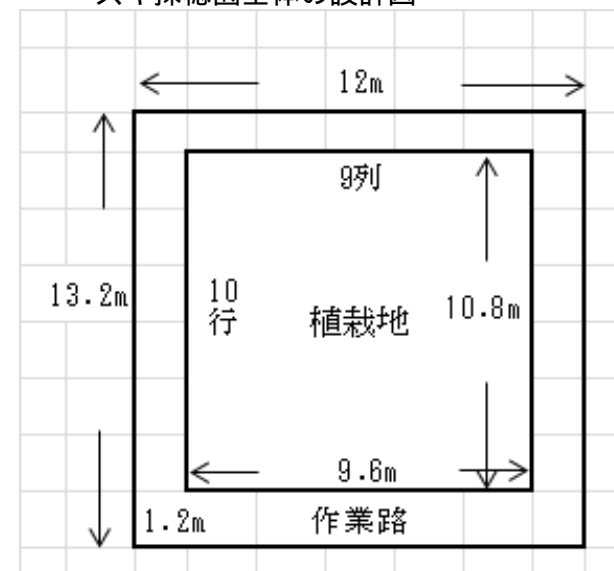
植栽する母樹の種類、植栽本数

母樹の名称	配置図番号	植栽本数
○○○号	①	10
○○○号	②	10
○○○号	③	10
○○○号	④	10
○○○号	⑤	10
○○○号	⑥	10
○○○号	⑦	10
○○○号	⑧	10
○○○号	⑨	10

配置図

	1列	2列	3列	4列	5列	6列	7列	8列	9列
1行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
3行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
4行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
5行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
6行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
7行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
8行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
9行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
10行	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨

スギ採穂園全体の設計図



3 母樹を植栽する土地の状況（法第9条第2項第3号に規定する場合に記入）

伐採する森林の所在場所は、林小班まで、伐採する森林ごとに記載する。

特定増殖事業者と森林所有者等が異なる場合は、当該森林の使用についての森林所有者の同意書等を添付するものとする。

伐採する森林の所在場所	市町 大字 字 地番 林班 小班
森林所有者等の氏名（法人にあつては名称及び代表者） 住所	
伐採面積	ha
伐採樹種	
伐採齡	年
伐採の期間	年～ 年

4 増殖特定母樹から採取する種穂及び育成する特定苗木の配布の計画

配布する種苗の種類	配布予定時期	精選の有無	配布予定先 （事業者名）	配布予定数量
穂木		-		
苗木		-		

苗木を育成する場合は以下も記載する。

苗木の育成の場所	市町 大字 字 地番
苗畑面積等	

5 特定増殖事業の実施時期

特定増殖事業の全体の実施期間を記載する。

年 月 日～ 年 月 日

特定増殖事業開始からの作業工程ごとの予定スケジュールを記載する。

(スギ採穂園を造成する場合の記載例)

年 次	1	2	3	4	5	6	7	8
年 度								
植栽予定地の 森林の伐採	⇒							
母樹の植栽	⇒							
母樹の育成		→						
穂の採取				⇒				⇒
穂の配布								⇒

6 特定増殖事業を実施するのに必要な資金額及びその調達方法

特定増殖事業で必要となる施設・作業種等の種類ごとに記載する。

施設・作業 種等の種類	予定 年度	資 金 調 達 先 別 金 額 (千 円)				合 計
		自己資金	林業・木材 産業改善資金	その他借入 金	その他 (補助金等)	

(別記様式3)

特定増殖事業計画認定申請書

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

(申請者)

住所 (法人にあつては名称)
氏名 (及び代表者の氏名)

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第9条第1項の規定に基づき、別添の特定増殖事業計画の認定を申請します。

(別記様式4)

特定増殖事業計画変更認定申請書

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

(申請者)

住所 (法人にあっては名称)
氏名 (及び代表者の氏名)

令和 年 月 日付けで認定を受けた特定増殖事業計画について、下記のとおり変更したく、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

(注) 認定特定増殖事業計画書より変更部分を転写し、朱書訂正したものを添付すること。